

はかり定期検査のお知らせ

商店、スーパーマーケット、食品加工場、学校、病院などで、取り引きや証明上の計量に使用するはかりは、検定証印等※₁が付されたものでなければなりません。

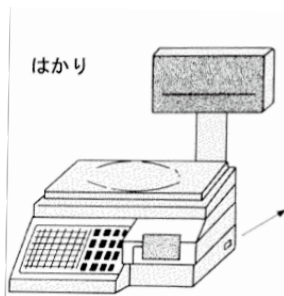
また、計量法第19条第1項の規定により、2年に1度、北海道知事が実施する定期検査を受けることが義務づけられています。

定期検査に合格したはかりには「定期検査済証印※₂」が付され、継続して取り引き・証明に使用することができるようになります。

この検査を受検しなければ、取り引きや証明上の計量に使用することができませんのでご注意ください。なお、検査日程は下記の通りです。

検査日程 9月7日(月) 13時30分～15時30分 追分公民館
9月8日(火) 13時30分～15時30分 まち・あいステーション ラピア

※₁ 検定等に合格したはかりに付される検定証印等



検定証印



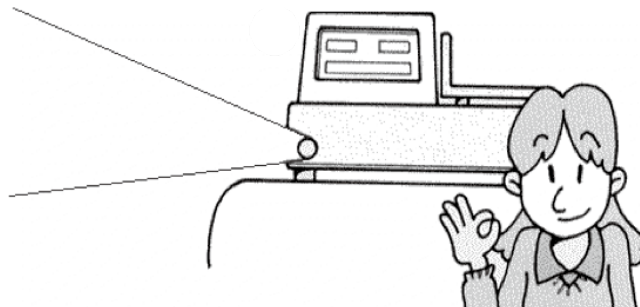
基準適合証印

※検定等に合格したはかりの銘板等にいずれかの証印が付されています。

※₂ 定期検査に合格したはかりに付されてる定期検査済証印



定期検査済証印
(北海道の例)



問合せ 産業経済課商工労働観光グループ ☎2515

北海道受動喫煙防止条例制定のお知らせ

- 望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指します。
- 健康への影響が大きい20歳未満や妊婦の方に受動喫煙を生じさせないように、子どもや妊婦の方がいる場所での喫煙は控えましょう。
- 7月1日から、店内を「禁煙」にしている飲食店または喫茶店は、主たる出入口の見やすい箇所に「禁煙」の標識を掲示することとなりました。
- 令和3年4月1日からは、学校等の敷地内に「特定屋外喫煙場所」を設置しないこととします。

北海道からの情報発信

北海道では、受動喫煙防止ポータルサイトとほっかいどう健康づくりTwitterを開設していますので、併せてご覧ください。

ポータルサイト



Twitter



問合せ 北海道苫小牧保健所企画総務課企画係
☎0144 34 4168